

改めて皆さん、お早うございます。

7番、中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します。1番目がガバナンス強化のための内部監査の実施について、2番目が生成AI（チャットGPT）の活用と制限について、3番目が社会福祉協議会の役割と運営について、以上3点について質問致します。

まず1番目のガバナンス強化のための内部監査の実施についてです。

令和5年3月30日、多度津町職員の不祥事による懲戒処分がプレスリリースされました。1件目は職務怠慢による信用失墜行為によるものです。

事件概要の説明については新聞に出ていたので、ここでは省略します。

職員の処分は3箇月の減給10分の1です。

2件目は、公金の紛失です。事件概要の説明は同じく新聞に出ていたので、ここでは省略します。職員の処分は戒告で管理している課長は口頭による嚴重注意です。

私は、このような不祥事は、ちょっとした声掛け、職員間のコミュニケーションを密にすることで防げたことではないだろうかという風に思っています。

皆さんは、ハインリッヒの法則をご存じでしょうか。「ハインリッヒの法則」とは労働災害の分野で良く知られている事故の発生についての経験則です。1件の重大事故の背後には重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠されており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常、いわゆるヒヤリハット（ヒヤリとしたハットしたりする危険な状態）が隠されているというものです。「1:29:300の法則」とも言われています。

このハインリッヒの法則が示す教訓は、大事故を未然に防ぐためには、日頃から不注意・不安全な行動による小さなミス、ヒヤリハットが起きないようにすることが極めて重要であり、ヒヤリハットなどの情報を出来るだけ早く把握し、的確な対策を講じることが必要であるということです。特に製造業や建設、運輸、医療など一歩間違えれば大事故が起きる可能性のある業種においては、ハインリッヒの法則の大切さが広く浸透しています。

また、現在ではハインリッヒの法則はオフィスワークの領域でも活用されています。例えば、「経営危機を招くようなコンプライアンス違反の1件の重大事件の背後には、不祥事の芽となる多数のヒヤリハットが隠れている」ということや「顧客から1件のクレームが寄せられたなら、その背後には同様の不満を持っている多数の顧客が存在している」ということが考えられます。ハインリッヒの法則の教訓を知り、活用することは、どのような職場でも有効であると言えます。

そこで、私は内部監査の実施を提案します。実際、内部監査を実施している自治体もあります。

内部監査とは、法令遵守、事務処理のミス防止等の観点から地方自治法に規定されている監査委員の監査とは別に実施する町の職員による町行政組織内部の監査を言

います。実施体制としては、職員の中から内部監査員を任命して、内部監査チームが実施します。実施対象は町長部局のほか、他の執行機関の事務を処理する全課を対象に実施します。実施項目や基準としては関係法令、条例規則等に違反していないか、事務処理が適正に行われているか、町民の要望に対し適切に対応しているか等です。個別項目及び基準としては、重点事項の管理進捗状況です。監査結果は町長に報告し、是正措置が必要な場合、町長は改善を指示します。

そこで次の3点についてお伺いします。

まず1番目、今回の不祥事に対する再発防止策についてお伺いします。

町長公室（山内 剛）

中野議員の不祥事に対する再発防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。今回の懲戒処分が決定した際には今後このようなことが発生しないように、全職員に対して懲戒処分に至った経緯や理由、処分内容について周知を行いました。

また、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合には、町政の透明性を高め、処分の公平・公正性を担保し、服務規律、公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図るために公表することとなっているため、今回の事件についても報道発表しなければならないことについても周知して、今回のような不祥事が起こることによって、多くの方から町全体に対しての信用を損なうことを再認識し、常に公務員として自覚して行動するように注意喚起を行いました。

管理監督職員には、今回のような事件が二度と起きないように業務管理上、証明書等で確実に確認を行える事務手続となっているか再確認を行い、出来ていない場合には、必ず証明書等で確実に確認を行うように改善することや現金の取扱いについても再点検を行い、確実に事務手続が出来るように改善して再発防止に努めるように注意喚起を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に今、答弁頂いた再発防止策の策定後の定着化についてお伺いします。

町長公室（山内 剛）

中野議員の再発防止策の策定後の定着化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後も今回のような事件が二度と起きないように、定期的に全職員に対して公務員として常に自覚して行動するように注意喚起を行い、管理監督職員には、事務手続や現金の取扱いについて、当たり前な事務処理だと判断せずに確実に事務処理を行っているか声掛けを行い、確認、点検を徹底して再発防止に努めるように注意喚起を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

それでは、私が今、提案した内部監査の実施についての町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の内部監査の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでも法令遵守や事務処理の重要性について周知徹底を図ってきたところではありますが、認識の甘い職員がいたため、今回のような事件が発生したということであると認識しております。

再発防止のためには、まず、管理監督職員がリーダーシップを発揮して、職員間のコミュニケーションを密にするよう体制づくりを行い、確実に事務処理が出来ているのか管理監督職員だけではなく、お互いに確認を行い、組織として未然防止に努める必要があります。

また、法令遵守、事務処理のミス防止の重要性について職員一人ひとりに対する認識付けを徹底するために、外部監査や議員ご提案の内部監査を含めて、本町の財政状況や人員体制に適した効果的な再発防止策について研究してまいりたいと考えております。

職員個人の非行であっても町役場全体の信用を損ねるということを再認識した上で、職員全員が今一度、公務員として襟を正し、自覚を持って職務に取り組み、今後、このような不祥事が二度と起きないように、全ての業務についての確認、点検を徹底して町民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。不祥事未然防止には再発防止も大切なんですけども、何より不祥事防止に取り組むためには、今、丸尾町長からの答弁にもありましたように職員のコミュニケーションを密にすることが大切だと思います。お互いが気に掛けてあげることです。そういうことが大事なことだと思います。

職員の成果とは町民のために、より良い行政サービスを提供することです。職員の仕事は大変誇らしくやりがいのあるものなんですけれども町民からの信頼なくして仕事は成り立たず、その信頼が失われれば、不祥事を起こした職場のみならず、役場全体が誇りを持つことが出来なくなります。また、より良い仕事をするためには、家族・友人・上司・同僚などの支えが欠かせません。不祥事を起こせば、支えてくれた大切な人々を傷つけることになります。このため一人一人の職員、町の職員みんなが誇りを持って町民のために職務を遂行して、職員としての原点に返って定期的に振り返り、町を持続的に発展させて頂きますよう、よろしくお願い致します。有難うございます。

次に、2つ目の質問に移らせて頂きます。生成A I（チャットG P T）の活用と制限についてです。

生成A Iとは、文書や画像などを自動的に生成出来るA Iのことです。チャットG P Tというのは、その中でも特に高度な会話が出来る生成A Iとなります。チャッ

トGPTに読書感想文は書けるのか試しに私がやってみました。

次のような指示をチャットGPTに行いました。「芥川龍之介の羅生門をテーマにした読書感想文を中学生が書くレベルで2,000字程度で書いて下さい。ただし、羅生門に書かれている文章を一部引用し、その感想も含めて下さい。さらに羅生門の内容を日常生活にどう生かすかを含めて下さい。常体で書いて下さい。」この指示を私がチャットGPTに行ってみました。

チャットGPTの回答は、次のような内容でした。

「羅生門」という作品を読んで、私は非常に感銘を受けました。芥川龍之介さんが描く羅生門の前で起こる不思議な事件は、読む者を惹きつける力がありました。それぞれの登場人物が自分の視点で事件を描いていく姿勢に、私は考えさせられることが多かったです。

「羅生門」の中で描かれる多様な視点は、一つの出来事に対しては異なる真実が存在するということを教えてくれます。「人間の話は信じるべきでない」「人間は嘘をつく」という一文は、現実社会において重要なメッセージだと感じました。私たちは日常生活で様々な情報に触れますが、その情報が必ずしも真実とは限りません。だからこそ自らも考え、客観的な視点で物事を判断することが大切です。（このあと略します。約2,000字で完結）私が指示すると2,000字で完結して、このような感想文をチャットGPTが作成してくれました。

そこで、チャットGPTの活用と制限について、次の4点についてお伺いします。まず1点目ですがチャットGPTの利用について、県から教育長宛に指示が出ていると思いますが、その内容と各学校への指示、学校から保護者への指示について、どのようになされているかお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のチャットGPTの利用について県から教育長あての指示と各学校や保護者への指示についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県教育委員会から7月6日付の文書で「市町（学校組合）立学校における生成AIの教育利用について（依頼）」の文書が届いています。7月4日には、文部科学省より学校関係者が現時点での生成AI活用の適否を判断する際の参考資料として、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」の送付がありました。

指示の内容としましては、生成AIについて夏休み前に児童生・徒に指導を行うこと、保護者に対しても生成AIの適切な使用が行われるように各学校による指導内容を伝えることなどです。

また、県教育委員会としては生成AIの取扱いについて、ガイドラインでは「現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切である」と示されていることを踏まえ、まずは生成AIの懸念に十分な対策が講じられ

る学校で、パイロット的に取り組むことが適当であると考えているとの記載もありました。

教育委員会と致しましては、これらの周知に沿って各小・中学生あての資料と保護者あての周知文書を送付し、各家庭に連絡するように指示をしました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今年の夏休みの宿題において、チャットGPTの使用が疑われるようなものがあったかどうか分かる範囲でお答えをお願いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の今年の夏休みの宿題においてチャットGPTの使用が疑われるようなものがあったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

チャットGPTの使用が疑われるようなものがあったのかどうかにつきましては、各学校へ問い合わせたところ、はっきりと確認出来るものはありません。

理由としましては、子ども達が作成してきた作品にチャットGPTが使用されているかどうか見極めることがしにくいこと、また、たとえ疑わしいものがあったとしてもそれがチャットGPTの使用によるものなのか、インターネット上のものを活用したものか、あるいは、それらの成果物のかなりの部分を模倣したものか等の違いを見極めるのは難しいことなどが挙げられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今後、教育においてチャットGPTをどう活用したり、制限していくのか教育長の考えをお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の今後教育においてチャットGPTをどう活用したり制限したりしていくのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現時点では「活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始める」という国のガイドラインに沿って活用していきたいと考えています。

例えば、情報モラル教育の一環として、教師が生成AIが生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせることや英会話の相手として活用したりすることが可能であると考えています。

多度津中学校では、今年度、文科省及び県教委による「1人1台端末活用実証事業」に参加し、AIの活用を通して英語学習への意欲向上や英語での発信力強化を狙って、学習に取り組んでいるところです。

また、教員研修なども設けながら、校務での適切な活用が出来るように教員のAI活用の技術やAIリテラシーも高めていく必要があると考えています。

教員に関しましては、例えば生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出することや子どもの感性や独創性を発揮させたい場面で最初から安易に

使わせることなど適切な活用でないと考えられる場面を教員で共有し、そのような使い方がされないように管理していくことが大切であると考えています。

児童・生徒に関しましては、チャットGPTをフィルタリング設定することが可能です。また、活用に当たって、活用規約の遵守や生成AIの性質やメリット・デメリットを自分自身で判断したり考えたりすることが、本来の「学び」であることを児童・生徒に十分に理解させることなどが重要であると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。次に生成AIは専門的な知識がなくても誰でも簡単に活用でき、文書や画像など多彩な成果物を生み出すことが出来る画期的なツールなんですが、庁舎内でも事務を対象に文書作成や文書校正、企画立案のアイデア出しなど活用出来るのではないかと思います。町長の考えをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の庁舎内の事務を対象とした文書作成や文書校正、企画立案のアイデア出しへの生成AIの活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

チャットGPTなどの生成AIは、文書の自動作成や文書校正はもとより、翻訳やアイデアの創出など、その用途は多様で様々な分野に活用出来るものと認識しております。

しかし、そういったメリットがある反面、非公開情報や個人情報を入力するとその情報が流出するリスクもあるほか、正確性の観点や著作権を侵害する可能性がある等の課題もあります。香川県が9月8日から生成AIの業務利用を開始しましたが、全国の市町村でも生成AIの導入実績は少なく、県内の人口規模の大きい市でも実証実験段階であり、本格導入には至っておりません。

本町での生成AIの導入につきましては、生成AIの活用事例や導入に関する懸念事項の情報収集を行い、費用対効果も含めて慎重に検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長、有難うございます。この人工知能AIチャットGPTは今、国、県、多くの市町村で実証実験や試験運用が行われて、実際使用している自治体もある訳なんですけれども、今後このAIチャットGPTが、またすごい勢いで今も進化してきています。それに乗り遅れることのないよう今後も検討を進めて頂きますよう、お願い致します。

次に、3番目の社会福祉協議会の役割と運営について質問します。

役割についてですけれども社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。民間団体

ではありますが、法律に定められ、行政区分ごとに組織された団体であり、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開しています。

社協の在り方の指針等には次のようなことが記載されています。

1 点目が社協は、地域福祉の推進のために参加する地域のあらゆる団体・組織を構成員として地域社会の総意を結集し、その構成員は住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、公私の社会福祉事業者及び社会福祉関係団体等、地域福祉推進に必要な主要な諸団体を基本に組織することが望ましいとされています。

2 つ目が社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会員となることを通じて地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示して頂くものです。従って、住民会員制度が賛助会員の性格を有するという意味では地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があります、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げる中でいわゆる「全戸加入」を目指すことが必要です。

3 つ目が、さらに地域住民に対する情報提供、相談、機材の提供、社協事業への参加や意見を反映出来る機会の提供（委員の公募等）等を通じて、社協への住民参加を大きく進め、住民会員の増強を図っていくことが望まれています。

4 つ目が社協の会員とは、一般的に会費納入によって資格・権利を生ずる社団法人の「社員」とは性格が異なり、会費の納入如何に拘わらず社協の各種サービスを受けることが出来ます。従って会員会費は、地域福祉を推進する団体としての社協を「お金」で支えるという「募金、寄附金」のような要素が強く、会費を納める行為そのものは、ボランティア活動の一環として捉えられています。要するに今言ったように会費を納めなくても事業は利用出来るし、強制ではないということです。

次に、多度津町社会福祉協議会ではどんなことを行っているかという①高齢者に関することとして、施設管理運営、介護保険サービス、高齢者福祉サービス、地域包括支援センターがあります。②子ども・子育てに関することとして、放課後児童クラブ指定管理運営事業、四つ葉クラブ、社会福祉施設体験学習の実施（ふれあいワークキャンプ）、学習用品のリース事業があります。③障害者に関することとして居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業があります。その他に赤い羽根共同募金、イベント、啓発活動、研修・人材育成等、事業は多岐にわたっています。

一方、社会福祉協議会は民間組織と定義されているにも拘わらず、自主財源の中の会費収入がわずか（多度津社協の場合、年間 40 万円程度）で、大部分は町からの補助金や事業委託金等に支えられています。また、介護保険（通所介護サービス）などの事業はサービス事業者として事業収入で運営されています。町からの支援がな

ければ、事業運営は非常に困難な状況ではないでしょうか。自主財源の中には会費収入だけでなく、共同募金収入、寄附金収入、事業収入などがありますが、増えてはいません。

また、住民の多くは、社協会員であるという意識が低いのではないのでしょうか。それは、全国の市町村が行っているアンケート結果でも出ています。つまり、認知度が低いということです。社会福祉協議会は社会福祉法で定められた社会福祉法人で民間組織ではありますが、その特殊性から公的な機関と捉えられがちです。その中で全国的に社会福祉協議会の在り方を見直す動きも出ています。そこで、福祉行政を推進する町の立場でお答えをお願いします。次の4点についてお伺いします。まず1番目、社協に対して、町の補助金と事業委託決定の基準に基づき社協に委託した事業についての連絡調整、見直し等のモニタリングは行っているのでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の社協に委託した事業についてモニタリングはしているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町が町社協に委託している事業は、補助事業が1件、委託事業が15件、指定管理運営事業が3件でございます。これらの事業につきましては、進捗状況に応じて、その都度、連絡調整を行っており、課題等が発生した場合は、速やかに解決を図る体制を整えております。各事業の完了時には実績報告等の提出を受け、適正に事業が行われたかを確認しており、指定管理運営事業につきましては地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、事業報告書の提出を求めています。

また、多度津町行政改革実施計画中の取組項目として「指定管理者制度活用の適正化」に基づき、管理運営状況の評価や導入効果、今後の方向性について検証しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に社協の委託・自主事業と町の福祉政策との関連で、町が期待する社協の担う役割とはなんでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の町が期待する社協の担う役割は何かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

社会福祉協議会は社会福祉法第109条におきまして、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されており、地域の様々な生活上の問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、誰もが安心して暮らせる人にやさしい福祉のまちづくりを目指す民間団体でございます。また、民間組織として自主性を持つと同時に広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体でもあります。

このように、社協は地方自治体のパートナーとして福祉施策を推進する役割を担う



ことや町と連携して地域福祉の課題解決に取り組むこととされております。町と致しましては社協が住民に最も身近な存在として、今後もますます事業の充実を図り、地域福祉の推進のため各種事業や活動に積極的に取組まれることを期待しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目ですけれども町民参加による社協運営の方向性として、町民参加の理念を取り入れるためには、一般的に議会に相当すると言われている「評議員会」に町民公募枠を創設して、社協運営に直接参加する機会を設けることを検討すべきと考えますが、検討して頂けますか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の評議員会に町民公募枠の創設を検討出来るかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

当協議会の評議員会は、現在16名の評議員をもって構成されております。評議員の選任につきましては、社会福祉法第39条において社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者から選任することとなっていることから、同法第40条の欠格事項に該当しない限り、町民の参加も可能でございます。

今後、当協議会において必要な見直し等を踏まえ、検討されるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に4つ目ですけど社協会員会費の在り方についてお伺いします。

私は、現在の多度津社協の会費納入の方法の変更を検討した方が良いのではないかと考えます。

多度津社協の会費は1口500円です。会費は、町民全体への協力依頼で運営しています。現在、多度津地区社協（多度津、白方、四箇、豊原）の中で、豊原地区社協の場合は各自治会に依頼して、自治会員1人300円を集めています。この300円集めたお金については、豊原社協の色んな事に使っている訳なんですけれども、また、丸亀市社協の場合は会費の納入を地域コミュニティ（自治会とは少し異なります）に依頼して、1口が100円です。年間の会費総額は400万円程度です。

多度津町も丸亀市のように1口金額のハードルを下げ、自治会単位に納入を依頼する方式に変更してはどうでしょうか。私が提案しているのは、自治会費一括方式で一括で社協に納入する方式です。以上のことについて、理事会・評議員会で検討して頂けますか、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の社協会員会費の在り方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

社協会員は社会福祉法人多度津町社会福祉協議会定款第32条において法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものと規定されており、会費については

既存の制度に捉われず、独自の地域福祉の推進に活用するもので、納入についても住民皆様の任意となっております。

現在の納入方法につきましては地域住民に浸透しており、自治会一括方式の導入は考えていないということであります。

町社協では現在、共同募金等のお願いを自治会に行っておりますが、自治会として取りまとめることに対し、役員の負担増にもなり、取りまとめに対して疑問の声も聞かれることから社協会費の一括納入は地域住民に理解されないと考えております。

町社協として、これまでどおり社協の活動に賛同して頂ける方が1人でも増え、住民と共に福祉の町づくりの推進に取り組んで頂けるよう、町としても協力してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長、有難うございます。次に、社会福祉協議会の運営についての質問に移ります。

福祉ニーズは多様化し、高齢化の影響からますますニーズは増大しています。この需要に応えるため、社会福祉協議会の役割は増大する一方であると思われれます。ボランティアと協力しながら創意工夫をこらして事業に取り組んでいることと思えます。

しかしながら、社会福祉協議会の運営は財政的にも人材的にも逼迫している状況にあると思えます。一部には回復の傾向も見える経済状況ではありますが、多度津町の財政状況に大きな改善は見られない今日、社会福祉協議会への寄附といったことも増えてはないと思えます。

平均寿命が伸びることは喜ばしいことではありますが、認知症の方も増えており、判断能力が十分ではない方の生活を助ける日常生活自立支援事業の利用者も増加しています。全国的にこの支援計画を作る専門員等の不足が課題となっていることが報道されています。専門員は介護保険や障害者支援などの専門知識が必要で多忙を極めており、さらには生活保護の受給者も多く、幅広い知識が求められています。多度津町の社会福祉協議会における専門員、あるいは支援員は十分であると認識されているのかどうかをお伺いします。また、十分でないとすれば、どのような対策を考えているか、お伺いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

中野議員の町社会福祉協議会における専門員、あるいは支援員は十分であると認識しているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、日常生活自立支援事業に関わる専門員は1名、支援員3名となっております。中野議員のおっしゃるとおり、認知症の方や判断能力が十分でない方など生活支援を必要とする方が増えており、福祉ニーズが増大する中、十分な人数であるとは言

えません。

今後、研修等を通して専門員・支援員がより柔軟に対応出来るようスキルアップを図るとともに新たな人材を採用することも予定されております。

また、ケースによっては成年後見制度の活用や介護保険や障害者サービス等の公的サービスの利用に繋げることにより負担軽減となるよう、町としてもより一層連携強化を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。9月3日の四国新聞に全国の社会福祉協議会で運営する訪問介護事業所、これは多度津の社会福祉協議会にもある訳なんですけれども、5年間に少なくとも220箇所、廃止や休止されたことが、共同通信の全国調査で分かったという記事が掲載されていまして。内容は5年間で、この介護訪問事業者が全体の13%減り、現在は約1,300箇所、都市部で一般の民間事業者との競合を理由に撤退するケースもあるが、多くはヘルパーの高齢化や人手不足、事業の収支悪化などが影響をしています。公的な性格を持つ社協が事業をやめると採算面などで民間が受けたがらない利用者にサービスが行き届かない恐れがあるという風に新聞に書かれています。これについて多度津ではどうかということのを再質問するつもりにしとったんですけれども事前に決算状況等を見る限りにおいて、収支悪化になるようなことはないと思われました。なので、そういうことはないと思いますので、ここでは質問はしません。私も今、社会福祉協議会の地域包括支援センターが行っている「男・団・Dandy!」という65歳以上の男性が行っているストレッチ講座に参加させて頂いています。これは本当にいいです。こういうものをこれからも行って頂けると有難いです。これだけでなく冒頭に申し上げたとおり、社会福祉協議会は多岐にわたり地域のために活動を行って頂いております。

今後とも社会福祉協議会の使命に則って、色んな活動を積極的に行って頂きますようお願い申し上げます、以上で私の質問を終わらせて頂きます。

どうも有難うございました。